

○北広島市市民投票条例施行規則

平成 21 年 2 月 26 日

規則第 5 号

改正 平成 23 年 7 月 29 日規則第 18 号

平成 24 年 6 月 28 日規則第 32 号

平成 25 年 3 月 28 日規則第 15 号

平成 25 年 9 月 6 日規則第 25 号

平成 29 年 9 月 8 日規則第 36 号

(趣旨)

第1条 この規則は、北広島市市民投票条例(平成21年北広島市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(投票資格者名簿の作成)

第2条 条例第5条第1項に規定する投票資格者名簿(別記第1号様式。以下「投票資格者名簿」という。)は、永久に据え置くものとし、かつ、各市民投票(条例第1条に規定する市民投票をいう。以下同じ。)を通じて1の名簿とする。この場合において、当該投票資格者名簿は、市民投票の投票区ごとに編製するものとする。

2 投票資格者名簿は、市長が別に定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)をもって作成することができる。

(登録)

第3条 市長は、毎年9月1日現在において、条例第3条に規定する投票資格者(以下「投票資格者」という。)を同日(同日が北広島市の休日を定める条例(平成3年広島町条例第1号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合(本市において市民投票が行われる場合において、9月1日が当該市民投票の期日の告示の日から当該市民投票の期日の前日までの間にあるときを除く。))には、9月1日又は同日の直後の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。)に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、市長は、天災その他特別の事情がある場合には、当該登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2 前項の規定による登録は、本市において市民投票が行われる場合において、9月1日が当該市民投票の期日の告示の日から当該市民投票の期日の前日までの間にあるとき(同項ただし書の規定により登録の日を当該市民投票の期日後に変更する場合を除く。))には、同項本

文の規定にかかわらず、9月1日現在(本市の投票資格者名簿に登録される資格のうち投票資格者の年齢については、当該市民投票の期日現在)により、行わなければならない。

- 3 市長は、市民投票を行うときは、条例第8条第2項の規定による当該市民投票の期日の告示の日の前日(以下この条及び次条第2項において「投票時登録の基準日」という。)現在における投票資格者を当該投票時登録の基準日に投票資格者名簿に登録しなければならない。この場合において、投票資格者名簿に登録される資格のうち投票資格者の年齢については、当該市民投票の期日現在における年齢を登録するものとする。
- 4 第1項の規定による登録は、投票時登録の基準日と9月1日とが同一の日となる場合には、行わない。

(登録日等の告示)

- 第4条 市長は、前条第1項の規定による投票資格者名簿の登録を行う日を、同項の規定により9月1日の直後の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。
- 2 市長は、前条第3項の規定による投票資格者名簿の登録について、投票時登録の基準日を定めた場合には、直ちに当該投票時登録の基準日を告示しなければならない。

(市民投票の請求に必要な署名数の告示)

- 第5条 市長は、第3条第1項及び第3項の規定により投票資格者の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の6分の1の数を告示しなければならない。

(登録の申請等)

- 第6条 条例第3条第2号イに規定する登録の申請をしようとする者は、第3条第1項の規定による登録(以下「定時登録」という。)の場合にあつては当該登録の日の3日前までに、同条第3項の規定による登録(以下「投票時登録」という。)の場合にあつては当該登録の日の7日前までに投票資格者名簿登録申請書(別記第2号様式)に本人であることを確認できる書類及び日本において引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されていることを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を提出した者(以下「申請者」という。)が条例第3条第2号イに規定する者に該当するときは、当該申請者を投票資格者名簿に登録するものとする。
  - 3 市長は、前項の規定により投票資格者名簿に登録したときは市民投票資格者名簿登録通知書(別記第3号様式)により、条例第3条第2号イに規定する者に該当しない旨の決定をしたときは市民投票資格者非該当通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(異議の申出に係る期間又は期日)

第7条 条例第5条第3項に規定する規則で定める期間又は期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間又は期日とする。

- (1) 定時登録(本市において市民投票が行われる場合において、9月1日が当該市民投票の期日の告示の日から当該市民投票の期日の前々日までの間にあるとき(第3条第1項ただし書の規定により登録の日を当該市民投票の期日後に変更する場合を除く。))を除く。) 当該定時登録が行われた日の翌日から5日間
- (2) 定時登録(本市において市民投票が行われる場合において、9月1日が当該市民投票の期日の告示の日から当該市民投票の期日の前々日までの間にあるとき(第3条第1項ただし書の規定により登録の日を当該市民投票の期日後に変更する場合を除く。))に限る。)及び投票時登録 当該定時登録又は当該投票時登録が行われた日の翌日

(補正登録)

第8条 市長は、条例第5条第1項の規定により投票資格者名簿の作成をした日後、当該作成の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

(表示及び訂正等)

第9条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容(第2条第2項の規定により磁気ディスクをもって作成する投票資格者名簿にあつては、記録内容)に変更があったこと若しくは誤りがあることを知ったとき、又は第11条の規定による登録変更の届出を受けたときは、その記載(同項の規定により磁気ディスクをもって作成する投票資格者名簿にあつては、記録)の修正をしなければならない。

(登録の抹消)

第10条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、これらの者を投票資格者名簿から抹消しなければならない。この場合において、第5号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したことを知ったとき。
- (2) 日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (3) 条例第3条第2号に規定する者でなくなったことを知ったとき。
- (4) 本市の区域内に住所を有しなくなったことを知ったとき。
- (5) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。
- (6) 次条の規定による登録抹消の届出を受理したとき。

(登録変更又は登録抹消の届出)

第11条 第6条第2項の規定により投票資格者名簿に登録された者は、当該登録された事項を変更しようとするときは投票資格者名簿登録変更届出書(別記第5号様式)により、当該登録の抹消を希望するときは投票資格者名簿登録抹消届出書(別記第6号様式)により市長に届け出なければならない。

(閲覧等)

第12条 市長は、投票日(条例第8条第1項に規定する投票日をいう。以下この項及び第23条において同じ。)の告示の日から投票日の5日後に当たる日までの間を除き、投票資格者が投票資格者名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、当該投票資格者から投票資格者名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その確認に必要な限度において、投票資格者名簿の抄本を閲覧させなければならない。投票日の告示の日から投票日の5日後に当たる日までの間(第7条各号に定める期間又は期日に限る。)においても、投票資格者が投票資格者名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票資格者から当該申出があった場合には、その確認に必要な限度において、当該申出をした投票資格者に投票資格者名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- 2 前項の申出は、投票資格者名簿閲覧申出書(別記第7号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、投票資格者名簿の抄本の閲覧により知り得た事項(以下「閲覧事項」という。)を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。
- 4 投票資格者は、投票資格者名簿に誤りがあると認めるときは、市長に投票資格者名簿の修正に関し調査の請求をすることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、投票資格者名簿の閲覧等については、市長が別に定める。

(代表者証明書の交付等)

第13条 条例第4条第1項の代表者(以下「請求代表者」という。)は、市民投票の実施の請求の要旨その他必要な事項を記載した市民投票請求書(別記第8号様式)を添え、市長に対し、市民投票請求代表者証明書交付申請書(別記第9号様式)により市民投票請求代表者証明書(別記第10号様式。以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があった場合において、市長は、市民投票請求書に記載された市民投票を実施しようとする事項が政策等の重要事項又は条例第7条の形式に該当しないと認めるときその他適法な方式を欠いていると認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間

を定めて、その補正を求めなければならない。

- 3 前項の規定により補正を求められたにもかかわらず、請求代表者がその定められた期間内に補正をしないときは、市長は、第1項の規定による申請を却下しなければならない。
- 4 第1項の規定による申請があった場合において、請求代表者が投票資格者名簿に登録されている者であることを市長が確認したときは、速やかに当該請求代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付する際に、その交付の日の直近において作成された投票資格者名簿に登録されている者の総数の6分の1の数(以下「必要署名数」という。)を代表者証明書に付記し、かつ、その数を告示しなければならない。

(署名収集の方法等)

第14条 請求代表者は、市民投票請求署名簿(別記第11号様式。以下「署名簿」という。)に市民投票請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、前条第5項の投票資格者名簿に登録されている者に対し、署名(視覚障がい者が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)及び押印を求めなければならない。この場合において、署名及び押印に併せ、署名年月日、住所及び生年月日の記載を求めなければならない。

- 2 請求代表者は、前項の規定による署名及び押印を求めることを前条第5項の投票資格者名簿に登録されている者に委任することができる。この場合においては、委任を受けた者は、市民投票請求書又はその写し並びに代表者証明書又はその写し並びに署名及び押印を求めるための請求代表者の市民投票請求署名収集委任状(別記第12号様式)を付した署名簿を用いなければならない。
- 3 前2項の署名及び押印は、前条第4項の規定による告示があった日から1月以内でなければこれを求めることができない。ただし、条例第4条第2項の規定によりその例によるものとされた地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項の規定により署名を求めることができないこととなった場合においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなった期間を除き、前条第4項の規定による告示があった日から31日以内とする。

(署名簿の提出)

第15条 署名簿に署名及び押印をした者の数が必要署名数以上の数となったときは、請求代表者は、前条第3項の規定による期間満了の日の翌日から5日以内に、署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出が同項に規定する期間を経過してなされたものであるときは、これを却下しなければならない。

- 署名簿に署名及び押印をした者は、請求代表者が第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、当該署名簿の署名及び押印を取り消すことができる。

#### (署名簿の審査)

第16条 市長は、署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもってその旨を証明しなければならない。この場合において、同一人に係る2以上の有効署名及び押印があるときは、その1を有効と決定しなければならない。

- 市長は、署名審査録を作成し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載しなければならない。
- 市長は、条例第4条第2項の規定によりその例によるものとされた地方自治法第74条の2第5項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。
- 市長は、条例第4条第2項の規定によりその例によるものとされた地方自治法第74条の2第6項の規定により署名簿を請求代表者に返付するときは、当該署名簿の末尾に、署名及び押印をした者の総数並びに有効署名並びに無効署名の総数を記載しなければならない。

#### (署名簿証明書の交付)

第17条 市長は、条例第4条第2項の規定によりその例によるものとされた地方自治法第74条の2第6項の規定により異議の申出がないとき、又はすべての異議について決定をしたときは、必要署名数以上の有効署名があることを証明する市民投票請求署名簿証明書(別記第14号様式)を請求代表者に交付しなければならない。

#### (市民請求の添付書類)

第18条 条例第4条第1項の規定による請求は、返付を受けた署名簿の署名の効力の決定に関し請求代表者において不服がないときは、その返付を受けた日から5日以内に、市民投票請求書に市民投票請求署名簿証明書及び署名簿を添えてこれをしなければならない。

#### (投票の方法)

第19条 市民投票は、条例第7条の規定に基づき、市民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)が、自ら、投票所において、市民投票を実施した事項に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは投票用紙の反対の記載欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によるものとする。

- 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記

載することができない投票人は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第46条の2第2項の規定により読み替えて適用する同法第48条の規定の例により代理投票をすることができる。

(点字投票)

第20条 前条第1項の規定にかかわらず、投票人は、点字による投票をしようとする場合においては、自ら、投票所において、市民投票を実施した事項に賛成するときは投票用紙に賛成と、反対するときは投票用紙に反対と点字により記載して、これを投票箱に入れる方法によるものとする。

(期日前投票等)

第21条 投票人は、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第22条 第19条に規定する投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
  - (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
  - (3) ○の記号を自ら記載しないもの
  - (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
  - (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか確認し難いもの
  - (6) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれにも記載しないもの
- 2 第20条に規定する点字による投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。
- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
  - (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
  - (3) 賛成又は反対を自ら記載しないもの
  - (4) 賛成及び反対のいずれも記載したもの
  - (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの
  - (6) 賛成又は反対のいずれも記載しないもの

(開票立会人)

第23条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

2 開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは市長において、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき、又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべ

き時刻になっても3人に達しないとき、若しくはその後3人に達しなくなったときは開票管理者において、投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。

(市民投票に関する請求等の時間)

第24条 条例又はこの規則の規定により市長に対してする請求、申出その他の行為は、午前8時45分から午後5時15分までの間にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、休日以外の日において、午前8時45分から午後5時15分までの間にしなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定による登録の申請
- (2) 第11条の規定による登録の変更又は抹消の届出
- (3) 第12条第1項の規定による投票資格者名簿の抄本の閲覧の申出
- (4) 第12条第4項の規定による投票資格者名簿の修正に関する調査の請求
- (5) 第13条第1項の規定による代表者証明書の交付の申請

(市民投票に関する請求等の期限)

第25条 条例又はこの規則の規定により市長に対してする請求、申出その他の行為(前条第2項各号に掲げる行為を除く。)の期限については、北広島市の休日を定める条例第2条の規定は、適用しない。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度における投票資格者名簿の登録については、第3条の規定に基づくもののほか、平成21年6月1日現在において、投票資格者を、同月2日までに投票資格者名簿に登録するものとする。ただし、天災その他特別の事情がある場合は当該登録の日を変更することができる。

3 前項の規定に基づく登録により作成した投票資格者名簿については、定時登録により作成した投票資格者名簿とみなして、この規則の規定(第3条及び第4条第1項を除く。)を適用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第2項ただし書」と、第5条

中「第3条第1項及び第2項」とあるのは「附則第2項」と、第7条第1項中「9月」とあるのは「6月」と、「第3条第1項」とあるのは「附則第2項」とする。

(準備行為)

- 4 条例附則第2項の規定により条例の施行前において行われる登録の申請の手続については、この規則に規定する手続の例による。

附 則(平成23年規則第18号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第32号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の北広島市市民投票条例施行規則(以下「新規則」という。)第3条第1項の投票資格者であって投票資格者名簿に登録されていない成年被後見人については、同項の規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に当該成年被後見人を投票資格者名簿に登録するものとする。
- 3 前項の規定により投票資格者の登録を行ったときは、新規則第5条の規定にかかわらず、施行日に当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の6分の1の数を告示するものとする。
- 4 附則第2項の規定により投票資格者の登録を行った場合における北広島市市民投票条例(平成21年北広島市条例第2号)第5条第3項に規定する規則で定める期間は、新規則第7条第1項の規定にかかわらず、平成25年9月9日から同月13日までの間とする。
- 5 附則第2項の規定により投票資格者の登録を行った場合における新規則第7条第2項の規定による縦覧の場所の告示は、同項の規定にかかわらず、施行日に行うものとする。
- 6 第2条の規定による改正前の北広島市市民投票条例施行規則第9条第1項に規定する投票資格者名簿に登録されている者が投票権を有しなくなった旨の表示は、施行日に削除するものとする。

附 則(平成29年規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条から第6条までの規定は、基準日(投票資格者名簿(北広島市市民投票条例施行規則第2条第1項に規定する投票資格者名簿をいう。以下同じ。)に登録される資格(同規則第3条第1項に規定する投票資格者の年齢を除く。)の決定の基準となる日をいう。以下同じ。)がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後である投票資格者名簿の登録について適用し、基準日が施行日前である投票資格者名簿の登録については、なお従前の例による。
- 3 基準日が施行日前である投票資格者名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第7条の規定は、基準日が施行日以後である投票資格者名簿の登録に関する異議の申出について適用し、基準日が施行日前である投票資格者名簿の登録に関する異議の申出については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第12条第1項後段の規定は、基準日が施行日以後である投票資格者名簿の登録に係る改正後の第7条各号に定める期間又は期日に行われる投票資格者名簿の抄本の閲覧の申出について適用し、基準日が施行日前である投票資格者名簿の登録に係る縦覧期間に行われる投票資格者名簿の抄本の閲覧の申出については、なお従前の例による。



別記第2号様式(第6条関係)

投票資格者名簿登録申請書

私は、北広島市市民投票条例に基づく市民投票における投票資格を得るため、投票資格者名簿に登録するよう次のとおり申請します。

記入欄	フリガナ 氏名			
	住所	北広島市		
	性別	男・女	生年月日	年 月 日

(記入の際の注意点)

記入欄には、住民票の記載事項に基づきご記入ください。

年 月 日

北広島市長 様

(署名)

(電話番号)

別記第3号様式(第6条関係)

投票資格者名簿登録通知書

年 月 日

様

北広島市長

印

次のとおり、北広島市市民投票条例に基づく投票資格者名簿に登録したので、通知します。

フリガナ 氏 名			
住 所	北広島市		
性 別	男・女	生年月日	年 月 日

別記第 4 号様式(第 6 条関係)

投票資格者非該当通知書

年 月 日

様

北広島市長

印

年 月 日付けで申請のあった投票資格者名簿への登録について審査した結果、北広島市市民投票条例第 3 条第 2 号イに定める者に該当しないので、通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、北広島市長に対して異議を申し出ることができます。

別記第 5 号様式(第 11 条関係)

投票資格者名簿登録変更届出書

私は、北広島市市民投票条例に基づく投票資格者名簿に登録されている事項を変更したいので、次のとおり届け出ます。

変更事項	フリガナ 氏名	変更前	
		変更後	
	住所	変更前	
		変更後	
	生年月日	変更前	
		変更後	
	その他	変更前	
		変更後	

年 月 日

北広島市長 様

(現住所)

(署名)

別記第 6 号様式(第 11 条関係)

投票資格者名簿登録抹消届出書

私は、北広島市市民投票条例に基づく投票資格者名簿からの登録の抹消を希望しますので、次のとおり届け出ます。

フリガナ 氏 名			
住 所			
性 別	男・女	生年月日	年 月 日

(記入の際の注意点)

氏名欄は、投票資格者名簿への登録申請時に記載された氏名(変更の届出をした場合にあっては、変更後の氏名)をご記入ください。

年 月 日

北広島市長 様

(署名)

(電話番号)

別記第 7 号様式(第 12 条関係)

投票資格者名簿閲覧申出書(登録の確認)

北広島市市民投票条例に基づく投票資格者名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、投票資格者名簿を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

閲覧 対象 者	フリガナ 氏 名			
	住 所	北広島市		
	性 別	男・女	生年月日	年 月 日

年 月 日

北広島市長 様

申出者 (署名)  
(電話番号)

別記第 8 号様式(第 13 条関係)

市民投票請求書

私は、次のとおり北広島市市民投票条例第 4 条第 1 項及び北広島市市民投票条例施行規則第 13 条第 1 項の規定により、市民投票の実施を請求します。

請求事項	の賛否を問う市民投票
請求の要旨 (千字以内)	

年 月 日

北広島市長 様

市民投票請求代表者

(住所)

(署名)

(生年月日)

(性別)

(電話番号)

別記第 9 号様式(第 13 条関係)

市民投票請求代表者証明書交付申請書

私は、北広島市市民投票条例施行規則第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市民投票請求書を添え、市民投票請求代表者証明書の交付を申請します。

年 月 日

北広島市長 様

(住所)

(署名)

(生年月日)

(性別)

(電話番号)

別記第 10 号様式(第 13 条関係)

市民投票請求代表者証明書

住所  
氏名  
生年月日  
性別  
請求事項

上記の者は、市民投票請求代表者であることを証明する。

なお、 年 月 日現在の北広島市市民投票条例第 4 条第 1 項に該当する投票資格者の総数の 6 分の 1 の数は、 であるので申し添えます。

年 月 日

北広島市長

印

別記第 11 号様式(第 14 条関係)

請求事項	
請求代表者	
署名収集受任者	

市民投票請求署名簿

有効 無効 の決 定	番号	署名年月 日	住所	生年月日	氏名	代筆をした場合、代筆者の住所、 生年月日、氏名、印			備考
						代筆者の 住所	代筆者の 生年月日	代筆者の 氏名	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	

注) 有効無効の決定欄は、記載しないでください。

別記第 12 号様式(第 14 条関係)

市民投票請求署名収集委任状

受任者  
住所  
氏名  
生年月日  
性別  
請求事項

上記の者に対し、市民投票請求署名簿に市民投票の請求のための署名及び押印を求めることを委任する。

年 月 日

市民投票請求代表者

住所

氏名

印

生年月日

性別

別記第 13 号様式(第 14 条関係)

削除

別記第 14 号様式(第 17 条関係)

市民投票請求署名簿証明書

年 月 日

市民投票請求代表者

様

北広島市長

印

年 月 日付けで提出のあった についての賛  
成又は反対を問う市民投票に係る市民投票請求署名簿には、年 月 日付けで告示  
された市民投票の投票資格者名簿に登録されている者の総数の 6 分の 1 以上の数の有効署名  
があることを証明します。